

始良市子ども読書活動推進計画



平成24年3月
始良市教育委員会

目 次

第1章	はじめに	1
第2章	基本的な方針	2
第3章	子どもの読書活動推進のための方策	4
Ⅰ	家庭における子ども読書活動の推進	4
Ⅱ	地域における子ども読書活動の推進	6
	【公立図書館】	
1	公立図書館における子どもの読書活動の推進方策	
2	子どもの読書活動の推進のための公立図書館の機能強化	
	【民間団体等】	
1	民間団体等の活動に対する支援	
Ⅲ	学校等における子ども読書活動の推進	9
	【幼稚園等】	
1	幼稚園・保育所・認定子ども園における子どもの読書活動の推進方策	
2	子どもの読書活動の推進のための幼稚園・保育所・認定子ども園の機能強化	
	【小・中・高等学校等】	
1	学校における子どもの読書活動の推進方策	
2	学校図書館の機能強化	
Ⅳ	子どもの読書活動に関する啓発広報の促進	12
1	「子ども読書の日」を中心とした取組	
2	学校、図書館、民間団体等における各種情報の収集・提供	
3	学校、図書館、民間団体及び個人における優れた取組の奨励	
第4章	推進体制の整備	14
参考資料		
	子どもの読書活動の推進に関する法律	16

第1章 はじめに

読書は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、本の世界のなかでイメージを広げるなどの経験を通して、読解力や表現力・想像力を高め、知性や感性を豊かなものにしてくれます。

我が国を代表する児童文学作家である椋鳩十先生は、その著書「感動は心の扉を開く」の中で、「感動は人間の心の中に眠っている力を奮い起させ、同時に人間の押しえつけている劣等感を取り除く力を持っている。感動は、心の扉を開く。」「人間というものは何に出会い、何に感動するかということが大事。特に本の感動は大きい」と述べています。

このように、子どもたちがそれぞれの人格を形成する成長過程において読書に親しむことは、人間性や道徳性を培い、人生をより良く生きていく上で欠かすことのできないものです。

急激な社会の変化とともに子どもを取り巻く読書環境は大きく変わってきています。本を読まないという状況が広がっているなかで、読書離れや活字離れが引き起こす表現力の不足により、衝撃的な行動につながったという社会現象も指摘されるようになってきています。そのため、効果的な施策を総合的に推進して、社会全体で子どもの読書活動を支援していくことが極めて重要です。

国では、読書の持つ計り知れない価値を認識し、子どもの読書活動について国を挙げて支援するため、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を施行、平成14年8月「子どもの読書活動に関する基本的な計画」を策定しました。さらに平成20年3月この計画の成果を踏まえ、新たな「子どもの読書活動に関する基本的な計画」が策定され、鹿児島県においても平成21年3月「鹿児島県子ども読書活動推進計画」が改訂されました。始良市では、これらの国・県の計画をもとに新たに「始良市子ども読書活動推進計画」を策定するものとします。

始良市は「県内一くらしやすいまち」を目指し、まちづくりを進めています。「始良市子ども読書活動推進計画」を指針とし、家庭・地域・学校・公立図書館が一体となって社会全体で読書環境づくりが推進される中で、子ども一人一人に素晴らしい本との出会いが訪れ、子どもの成長過程における心の栄養となり、子どもが心身ともに健やかに成長することを期待します。

第2章 基本的な方針

子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付けるためには、乳幼児期から読書に親しみ、子ども自身がその発達段階に応じて読書の楽しさを知ることができるよう、読書環境の整備に社会全体で取り組んでいくことが必要である。そのため本市は、国・県の基本的方針を踏まえ次の点を基本方針とする。

- 1、子どもの読書活動について、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進に努める。
- 2、子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備、充実に努める。
- 3、子どもの読書活動に関する市民の理解と関心の普及に努める。

この基本方針を具体化するために、本市においては、次の四つの推進の柱を立てて計画を進める。

- I 家庭における子どもの読書活動の推進
- II 地域における子どもの読書活動の推進
- III 学校等における子どもの読書活動の推進
- IV 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

Iについては、各家庭における「親子20分読書」、「朝読み・夕読み」等の読書活動を生かしながら、親子で読書に親しみ、家庭で読書を習慣化していくことが重要である。

IIについては、市立図書館は、子どもたちと多様な本を結びつける読書活動の拠点として、図書資料の充実を図り、おはなし会や図書館行事の充実、学校でのさまざまな読書活動や学習活動への協力・支援活動を行い、学校図書館や児童クラブ・子ども会・地域読書活動団体等との連携を図り地域全体で読書に親しむ機会をもてるようにすることが重要である。

また、子どもの読書に携わる人の育成や資質向上を図る必要がある。

* 親子20分読書運動……昭和35年、棕鳩十鹿児島県立図書館長が提唱した県民運動。「教科書以外の本を子どもが20分くらい読むのを、お母さんが傍らに座って静かに聞く」という「母と子の20分間読書」がはじまりである。

Ⅲについては、各学校においては学校図書館の機能を十分に生かしながら教育活動全体を通して計画的に読書指導・読書活動の取組を行い、読書習慣の確立を図ること、幼稚園・保育所等においては絵本や物語に親しむ環境づくりが重要である。

Ⅳについては、子どもの主体的な読書活動を推進するため、子どもの読書活動の意義や重要性について、広く市民の理解と関心を深めるとともに、「子ども読書の日」の取組や研修会・イベント等の読書活動関連事業を活用し、読書活動を推進する社会的機運の醸成を図ることが重要である。



第3章 子どもの読書活動推進のための方策

I 家庭における子ども読書活動の推進

<家庭の役割>

生活の基本の場である家庭は、生まれたときから言葉を交わし、ありのままの気持ちが通い合う最も身近な人がいるところである。父母や、祖父母の「語りかけ」や「読み聞かせ」は、いつまでも心に残る楽しい経験であり、読書活動の基礎ともなる。

読書を習慣付けるためには、周囲の大人が読書に親しみ、本に親しむ環境を作り、読書の楽しさを体験させることが必要である。また、子どもの個性をよく知っている保護者がその時々の子どもの興味や関心を膨らませたりできる本を示すことにより、成長過程での読書意欲の向上につながる。

<現状>

- テレビやゲーム、携帯電話等に関わる時間が増え、読書に親しむ時間が減少している。
- 学習塾や部活動、スポーツ少年団活動などにより、ゆっくり読書する時間がない状況がある。
- 親を始め、まわりの大人に活字離れ、読書離れの傾向が現れ、子どもの読書活動に影響しているとも指摘されている。
- 家庭状況の変化などもあり、親も読み聞かせをするような余裕が持てない状況も見られる。
- 親に読み聞かせをしてもらう機会があまりない状況の子どもたちが、教室での読書ボランティアによる読み聞かせを楽しみにし、熱心に、集中して聞いてくれるとの報告もある。
- 毎週末、親子で図書館に通い、親も自分の読みたい本を選びつつ、子どもの本に気配りし、順調に読書力を付けている子どもたちもある。
- 学校によっては、PTA組織の中に、読書部を設け、PTA全体で子どもの読書活動推進を図っているところもある。

* 読み聞かせ……子どもたちに絵本や紙芝居などを見せながら、語り手が活字の部分を読んで本の内容を伝える。

* 読書ボランティア……子どもと本を結び付けるために、公共施設や学校などでおはなし会等の活動を行うボランティアのこと。

＜今後の取組＞

(1) 「子どもといっしょに読書の日」の取組み

県図書館協議会が提唱している毎月23日の「子どもといっしょに読書の日」をもとに家庭における「親子読書」や「朝読み、夕読み」、「うちどく（家読）」などを進められるように、PTA研修会や学校を通して働きかけていく。

(2) おはなし会等の充実と参加の呼びかけ

図書館では、子どもの読書に関する様々な行事を開催しているが、さらに今後も、親子で参加してふれあえる魅力的な行事を多く提供し、少しでも多くの家族に図書館に来館してもらえるように努力する。多くの本たちが語りかけている温かい空間、親子で集える空間が図書館であるよう心がける。

また、読書ボランティアや活動グループを支援し、様々な行事開催の機会や充実を図る。そして、これらの行事を周知するために、チラシや広報誌、ホームページなどによるPRに努める。

(3) 親の意識の高揚

PTA研修、家庭教育学級等で、「子ども読書活動推進のために」等の講座を設定し、家庭での読書、身近に本を置くことなど、子どもの読書活動を推進するための意識高揚を図る。

(4) ブックスタート事業の推進

11ヶ月児健康診査時に、絵本を紹介しながら、お気に入りの絵本等（絵本、手提げバッグ、アドバイス集などのブックスタートパック）を手渡す。その際に、読み聞かせのアドバイスを行うとともに、早い時期に本とふれあうきっかけをつくる大切さを説明する。（実施中）

今後、ブックスタートを受けた子どもの発達段階に応じた本との出会いを支援するためのフォローアップの機会を設けることを検討する。

-
- * 「子どもといっしょに読書の日」……「子どもの読書活動の推進に関する法律」で定められた「子ども読書の日」（4/23）の趣旨を踏まえ、年間を通じて子どもと大人が地域全体で読書活動を推進する気運を高めることをねらいとして、県図書館協議会が提唱。
 - * うちどく（家読）……家族みんなで好きな本について話すなど、家族で読書の習慣を共有すること。特に決められた方法はない。
 - * おはなし会……子どもたちを集めておはなしを聞かせる集まりのこと。主に図書館や学校、文庫などで行われる。内容は、対象となる子どもの年齢にあわせて、絵や紙芝居の読み聞かせ、ストーリーテリング（物語を覚えて本を使わずに語る）など、子どもが興味をもつように工夫して行われる。
 - * ブックスタート事業……1992年に英国ブックトラストの推進によりイギリスのバーミンガムで始まった運動。自治体の乳幼児健診などの際に図書館職員やボランティアなどが、読み方や接し方の説明をしながら絵本を手渡す。

Ⅱ 地域における子どもの読書活動の推進

【公立図書館】

1 公立図書館における子どもの読書活動の推進方策

読書活動の拠点として、まず、子どもの読書に必要な児童図書 of 積極的な収集・提供や、ブックスタート・読み聞かせ等を通して本に親しむきっかけづくりに取り組む。また、子どもの年齢に応じた形式や内容により、子どもが本と出会うきっかけとなるような、親子で参加できる講座など読書活動を推進するための企画の充実を図り、おはなし会等のボランティアが活動できる場や機会を積極的に提供することが重要である。

また、移動図書館車によるサービスは、図書館になかなか来館できない子どもの読書活動の推進に効果的であると考えられ、図書館としての重要な活動の一つとなる。市では現在稼働している移動図書館車「あいあい号」の巡回区域を広げ、利用者の利便を図るためステーションの見直しをはじめ、サービス内容の充実に努めていく。

<現在行われている活動>

- 11ヶ月児健康診査時にブックスタート・読み聞かせを実施し、本を知るきっかけづくり。
- 出前読み聞かせ、おはなし会等を実施し、子どもが読書に親しめる場を提供。
- 緑陰読書会、親子映画会等の催し物の計画・実施。
- 移動図書館車「あいあい号」で保育園、幼稚園、小中学校等を巡回。
- 各施設を対象とした巡回図書の運営。
- 1日司書体験学習や自由研究学習会の実施による、小学生が本や図書館に親しむ機会の提供。

<今後の取組>

- 読み聞かせ会・ブックスタート事業の継続的な実施。
- おはなしボランティア養成や受け入れ、それらの活動ができる機会・環境の整備。
- 既存の講習会等の内容を見直し、より充実したものとなるよう調整。
- 移動図書館車「あいあい号」の巡回コース（ステーション）や巡回図書の見直し、学校図書館や団体・地域全域への巡回貸出し等、より向上したサービスの提供。

* 緑陰読書会……木陰などの屋外で行うおはなし会や読書会のこと。

2 子どもの読書活動の推進のための公立図書館の機能強化

公共図書館等においては、図書資料・設備等の充実を図るとともに、司書をはじめとする職員の資質向上を図り、地域における子どもの読書活動推進に積極的に取り組んでいく必要がある。図書館に豊富で多様な図書資料を整備し、絵本コーナーやYAコーナー等、子どもの読書への興味・関心を高めるコーナーの設置などの充実を図り、また、県立図書館からの貸出文庫や、他の公立図書館との相互貸借等を積極的に活用することが重要である。

さらに、日常的に図書館等に来館できない地域の子どもたちに対し、子どもたちが読みたい本を自由に借りることのできるサービスが必要かつ重要な取組の一つであることから、その整備の促進に努めていく。また、各家庭や学校からの図書資料検索を可能にすることから、それぞれとの連携を図る重要な手段となる蔵書検索システムを随時整えていく必要がある。

<今後の取組>

- 意図的・積極的な、児童図書及び各世代のニーズを踏まえた図書の収集、コーナーの整備、充実。
- YA資料の収集、コーナーの整備、充実。
- 図書館司書を対象とした研修等を充実させ、資質向上を図る。
- 子どもの読書に必要なかつ安全性のあるスペースの確保。
- ステーション見直しに伴う移動図書館車「あいあい号」の整備。
- 他地域の各公共図書館と相互に結ばれたネットワークの活用。
- 家庭や学校で利用されるインターネット蔵書検索システムの強化整備。
- 始良市立図書館の新図書館システムによる市立図書館間の連携強化、資料配送ルートの整備、Webサービスの開始。
- 県内図書館横断検索システムへの参加。

* YA（ヤングアダルト）……主に10代の読者あるいは利用者を指すことば。児童と大人の中間に位置する世代であるため、このように呼ぶ。

* 貸出文庫……県立図書館本館が市町村立図書館（室）における図書館サービスを援助するため実施している事業。

* 相互貸借……図書館相互の間で資料の貸借を行うこと。図書館が利用者の求める資料を自館に所蔵していないときに、資料を他館から借り受けて利用者に提供すること。図書館間貸出。

* インターネット対応蔵書検索システム……図書館等の本を検索する方法の一つ。インターネットを利用して各図書館の所蔵している図書を探すことができる。

3 障がいのある子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備・充実

障がいのある子どもの読書活動を推進するためには、今後、車椅子・スロープ等の施設整備面での配慮、点字資料・録音資料・手話や字幕入りの映像資料等の整備、図書館利用の際の介助、対面朗読等の実施などあらゆる読書環境の整備が必要である。このうち、点字資料・録音資料・手話や字幕入りの映像資料等については「鹿児島県視聴覚障害者情報センター」から貸出が可能となっていることから、必要に応じて活用を図る。

【民間団体等】

1 民間団体等の活動に対する支援

本市においては、いくつかの親子読書会やボランティアグループが活発に活動しており、子どもの読書活動の推進に関する理解や関心を広めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの主体的な読書活動を推進することに大きく貢献している。よってこれらの民間団体の現状を把握し、それぞれの活動を生かせるような環境を整え、共に連携し合うことが今後必要になる。

<今後の取組>

- 既存の読書会、ボランティアグループの活動状況の把握。
- 各グループがそれぞれの活動を行えるような場や機会、大型絵本等の図書資料の提供。
- 民間団体がネットワークを構築して行う情報交流会や、グループリーダーの養成を含む合同研修会等への協力・連携。
- 子育て支援センター等の民間施設にて行われる読書活動に対する協力・支援。

* 対面朗読……視覚障がい者等に対し、希望する本を直接対面で読むこと。

* 鹿児島県視聴覚障害者情報センター……障がいのある人のための総合的な福祉センターとして整備された「ハートピアかごしま」の4つの施設の1つ。視覚障がい者に対する点字図書・録音図書の閲覧・聴読及び貸出や聴覚障がい者に対する字幕入りビデオカセットの製作及び貸出を行っている。

Ⅲ 学校等における子ども読書活動の推進

【幼稚園等】

1 幼稚園・保育所（園）・認定こども園における子どもの読書活動の推進方策

乳幼児期に絵本等に触れ、本を読む楽しさを知ることは、その後の自分自身の興味・関心の幅を広げ、豊かな感性を培っていく上で大切な一歩となる。このため、読み聞かせの時間の充実だけでなく、家庭への支援も重要である。

<今後の取組>

- 多くの幼稚園等で行われている教諭や保育士による読み聞かせの他、いくつかで行われているボランティアによる読み聞かせの時間等も積極的に取り入れ、内容の充実を図る。
- 保護者会や絵本の貸出・紹介等の際に、家庭内での充実した読書環境づくりへの取組が行われているところがあり、今後もこうした親子で絵本等を楽しむ機会の提供に努めていく。

2 子どもの読書活動の推進のための幼稚園・保育所（園）・認定こども園の機能強化

機能強化の面としては、子どもたちが安心して絵本等を楽しめる場所の確保、研修等の機会の充実だけでなく、公立図書館との連携も必要である。

<今後の取組>

- 教室以外にも子どもたちが安心して絵本等に触れられるスペースが設けられているところもあるが、各所の状況を考慮しながら、こうした場所の確保に努める。
- 研修等については、市内外への参加が見られるところもあり、園内研修を含め、今後もこうした環境づくりの充実に努める。
- 図書館との連携面においては、団体貸出や大型絵本の貸出、移動図書館車の利用等の他、司書による読み聞かせが行われているところもある。図書館との情報交換等を図りながら、各園内の資料の整備とより一層の充実を図っていく。

【小・中・高等学校等】

1 学校における子どもの読書活動の推進方策

- (1) 子どもの読書習慣の確立・読書指導の充実

小・中学校に比べ高等学校では、読書活動の機会が少なくなっている。こうした状況を踏まえ、各学校の実態や子どもたちの発達に応じた取組を推進し、読書の重要性についての啓発や利用しやすい環境づくりに努めていく。

<今後の取組>

図書室の設営や展示方法の工夫、新刊書等の掲示、教室での学級文庫の設置など、全体的に取り組まれている部分を継続した上で、子どもたちが利用しやすい新たな環境づくりを工夫創造し、活性化を図る。

(2) 家庭・地域との連携による読書活動の推進

家庭・地域全体で子どもたちに読書の楽しさを伝えていくため、学校は読書推進に向けての取組を積極的に働きかけていく必要がある。

<今後の取組>

- 小・中学校で行われている「子どもといっしょに読書の日」や図書館だよりの活用をもとにした家読の呼びかけ、高等学校で行われているPTA等における啓発等、各学校での取組を更に進めていく。
- 保護者への研修等の呼びかけや学校で行われている読書活動に関する情報提供に努める。
- 地域との連携面について、小学校ではボランティア以外に子ども会による読み聞かせが行われているところもあり、こうした取組が広がるよう努める。

(3) 教職員の意識高揚

全教職員間での協力体制や学校全体での読書推進運動への取組等を進め、読書意欲の向上に努める。

<今後の取組>

- 全校で行われている朝読書への取組は、高等学校で半数となるが、読書月間等の設定及び多読者表彰については、小学校から高等学校まで、行われているところがある。今後は、こうした全教職員間の協力体制をより強固なものとし、各学校で工夫されている活動に継続して取り組んでいく。
- 小・中学校では市内外の研修等へ参加しているところがあり、高等学校では、市外や自主研修、図書館イベントへの参加が見られる。しかし、市内の司書補部会以外で、始良市内の各学校との情報交換を行う機会がある中学校はなく、小学校や高等学校も多くはないため、このような機会を増

やせるよう努める。

(4) 障がいのある子どもの読書活動推進

障がいのある子どもたちも豊かな読書活動ができるよう、きめ細やかな配慮の行き届いた環境づくりに努める。

<今後の取組>

- 障がいの種類や程度等に応じた環境づくりや選書について工夫している学校はあるが、点字図書や点字データの相互利用はわずかに行われているのみであり、障がいに応じた取組については進んでいない。今後は、各学校の状況に応じて、読書環境づくりに努めていく。

2 学校図書館の機能強化

(1) 学校図書館の整備・充実

読書センターとしてだけでなく、学習情報センターとしての機能ももつ学校図書館には、様々な学習活動を支援していくことが求められる。

<今後の取組>

- 選書については、小学校から高等学校まで、児童生徒や教職員から希望を取る、各教科ごとに希望を取る、という方法がとられているところが多い。今後も、各教科の学習上有用な資料や児童生徒の関心が高い本等、多様な図書資料の収集・整備を進めていく。
- インターネットの整備が行われていないところもあるため、こうした学校への設置に努める。
- 各学校図書館の運営上支障のない範囲で、長期休暇中の児童生徒への開放、及び地域の方への図書室の開放等に継続して努めていく。

(2) 公立図書館や他校の学校図書館との連携・協力

他の学校図書館との協力体制や公立図書館との連携に努め、様々な資料に触れる機会を増やすことで、子どもたちの学習内容への深い理解や視野を広げることに寄与する。

<今後の取組>

- 調べ学習等の際、自校の資料だけでは不足している場合など、学校間の相互貸借により多くの資料を提供することができるため、こうした協力体制をより広く展開できるよう努める。

- 図書館サービスの一つである団体貸出だけではなく、図書館司書等との連携も重視し、より一層充実した資料提供を推進する。

IV 子どもの読書活動に関する啓発広報の促進

1 「子ども読書の日」を中心とした取組

「子ども読書の日」（4月23日）は、国民が子ども読書活動に関心と理解を深め、子どもの積極的な読書活動を促進するために「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月）で定められた日である。図書館や学校、幼稚園等においては、この日にふさわしい事業を実施し、子どもの自主的な読書活動を一層高めていくことが望まれている。

また、鹿児島県図書館協会は「毎月23日は子どもといっしょに読書の日」（平成15年）を提唱し、子どもと大人がいっしょに読書に親しむ機会の提供を呼びかけている。

本市では、「子ども読書の日」及び「毎月23日は子どもといっしょに読書の日」の趣旨を生かした行事等の取組を行い、ポスターの掲示や広報誌への掲載等の啓発広報を行うことにより、市全体が子どもの読書活動を推進する気運づくりに努める。

2 学校、図書館、民間団体等における各種情報の収集・提供

子どもの読書活動を進めるためには、学校や図書館、民間団体等の様々な取組に関する情報を収集し、多くの人々が子どもの読書活動への関心を深め、それらの情報を活用できるよう広く提供していくことが必要である。そこで、市立図書館及び市のホームページ、広報誌「市報あいら」、市立図書館の「図書館だより」の活用など、様々な方法を利用して各種情報の収集・提供に努める。

3 学校、図書館、民間団体及び個人における優れた取組の奨励

各団体及び個人による優れた取組への奨励は、子どもの読書活動に関する取組を一層充実させていくために重要である。とくに、子どもが読書に興味をもつような活動や関係者の資質向上のための活動、関係する機関や団体間の連携等において特色ある優れた実践を行っている団体や個人の活動を把握し、表彰または顕彰する必要がある。そのことにより、関係者の取組の意欲を更に高め、

活動内容の充実を図る。また、それとともに、広く子どもの読書活動についての関心と理解を深め、子どもの読書活動に関する取組を奨励していく。

* 子ども読書の日……「子どもの読書活動の推進に関する法律」で定められた日。この日を中心に、学校・地域・家庭を通じて、子どもの自主的な読書活動が、より一層進められることが望まれている。

第4章 推進体制の整備

I 子ども読書活動推進体制の整備

本計画を効果的に推進するため、県・市町村関係機関相互の連携を図るとともに、各関係機関との連携を更に深め、子どもの読書環境を整備・充実させるよう努める。また、連携・協力の具体的な方策についての検討や関係者間の情報交換等を行うため、学校、図書館、教育委員会、民間団体等の関係者からなる総合的な推進体制が整備されるよう図る。

II 地方公共団体間における連携・協力体制の整備

県は、「各市町村の特性を生かした取組を支援するとともに、市町村相互の連携・協力が図られるような場を設けるよう努める」としている。また、市町村は、「住民に身近な地方公共団体として、子どもの読書活動に果たす役割は重要であることから、市町村相互の連携・協力体制の整備を積極的に推進すること」が期待されている。

本市は、県及び他の市町村と、お互いの情報交換や相互の連携・協力を積極的に行いながら、地域の特性を生かした子どもの読書活動の推進体制を整備するよう努める。

III 各種団体等との連携・協力の促進

民間団体が主体性をもちつつ、相互に連携・協力を図ることは、それぞれの団体の活動内容を充実させるとともに、全体として子どもの読書活動をより一層推進することにつながる。このため、市町村においては、民間団体間の連携・協力が図られるよう交流会や合同研修会等の場や機会を提供していくことが期待されている。

このようなことから、本市は、民間団体間の連携・協力が図られるよう機会の提供や啓発広報に努める。

参 考 资 料

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日 法律第154号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

- 第8条** 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。
- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
 - 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

- 第9条** 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
 - 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

- 第10条** 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
 - 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

- 第11条** 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

始良市子ども読書活動推進計画

発行日 平成24年（2012）3月

発行 始良市教育委員会

〒899-5294 鹿児島県始良市加治木町本町253番地

電話 0995-62-2111